

特定非営利活動法人 湯河原町地域作業所たんぽぽ

令和 8 年度 事業計画書

1 法人運営の目的

当法人は、令和 8 年度事業を執行するに際し、法人定款第 3 条に規定する目的に沿って運営をする。

(法人定款)

第 3 条 この法人は、地域の障害児・者、高齢者に対して福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 理事会・総会の開催

① 理事会の開催

・令和 8 年度の理事会は、5 月、7 月、10 月、12 月、2 月に開催する。
但し、必要がある場合はその都度開催する。

② 通常総会の開催

・令和 8 年度の通常総会は、5 月 27 日に開催する。

3 運営事業

- ・就労継続支援 B 型（定員 40 名 生活介護との多機能）
- ・生活介護（定員 20 名 就労継続支援 B 型との多機能）
- ・地域活動支援センター（定員 20 名）
- ・児童デイサービス
（定員 10 名 放課後等デイサービス・児童発達支援との多機能）
- ・居宅介護
- ・同行援護
- ・移動支援

4 就労継続支援 B 型・生活介護事業内容

(利用登録人数) 令和 8 年 5 月 1 日現在

就労継続支援 B 型 51 名

生活介護 19 名

(職員体制)

管理者 1 名

サービス管理責任者 1 名

常 勤 生活介護・就労継続支援 生活支援員 5 名

非常勤 生活介護・就労継続支援 生活支援員 15 名

看護師 1 名

(利用時間)

月曜日 ～ 金曜日 (祝日も開設)

9:00 ～ 15:30

(個別支援計画)

利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づき個別支援計画を作成します。

個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。

(防災計画)

毎月、月初に防災避難訓練を実施します。

ヘルメットや防災頭巾の着用と避難経路の確認、実施。

(余暇活動内容)

土曜日・日曜日を利用した余暇活動を毎月2回実施します。

共同作品づくり・花見など近隣地域への外出・前期及び後期誕生会など。

(作業内容)

刺子布巾・刺子雑巾・イラスト雑巾・雑巾・お菓子などの製品づくり、旅館宿泊者に提供するポーチ・タオル・歯ブラシ衛生セット、トイレトーパーペーパー仕入れ作業、袋詰めなどの軽作業、個人宅での草取り掃除作業、空き缶回収リサイクル作業、カフェたんぽぽの調理・接客、農作業など。

(日 課)

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|-------|-------------|----|----|----|----|
| 8:35 | 自宅への迎え | | | | |
| 9:30 | 朝の会 | | | | |
| 9:50 | 作業 | 作業 | 作業 | 作業 | 作業 |
| 12:00 | 昼食 | | | | |
| 13:00 | 作業 | 作業 | 作業 | 作業 | 作業 |
| 15:10 | 帰りの会 | | | | |
| 15:30 | 解散(自宅への送り) | | | | |
| 16:30 | 記録・職員ミーティング | | | | |

(カフェたんぽぽ日課) (6月30日閉店)

| | 月(第2・4・5) | 火 | 水 | 木 | 金 |
|-------|--------------|---|---|---|---|
| 9:30 | 朝の会 | | | | |
| 9:50 | 調理及び接客 | | | | |
| 10:30 | 休憩 | | | | |
| 10:40 | 調理及び接客・弁当の配達 | | | | |
| 12:30 | 昼食(調理及び接客) | | | | |
| 15:10 | 帰りの会 | | | | |
| 15:30 | 解散(自宅への送り) | | | | |
| 16:30 | 記録・職員ミーティング | | | | |

*第1・3月曜日は「精神保健ボランティアグループとまり木」に場所を提供して“居場所づくり”として昼食提供をする活動を実施。

*「カフェたんぽぽ」では、ランチを600円で提供(ソフトドリンク付はプラス50円)、ソフトドリンクやアイスクリーム、かき氷も販売。(コロナ感染状況を見て店内飲食を判断)

(職員会議)

・毎月2回実施

毎月始めの16時45分からの職員ミーティング時
及び

第3又は第4月曜日 16時45分から実施。(事故対策委員会)

・3月と9月下旬の日曜日に「個別支援計画会議」を実施。

※作業所内の職員が足りないため、6月30日閉店

5 地域活動支援センター事業内容

(利用登録人数) 令和8年5月1日現在

地域拠点及び地域交流事業 53名

(職員体制)

管理者(兼務) 1名

常勤 生活支援員 5名

非常勤 生活支援員 18名

(利用時間)

地域拠点事業(日課は生活・就労と同じ)

月曜日～金曜日(祝日も開設)

9:00～15:30

地域交流事業(余暇活動)

毎月土曜日・日曜日を利用して2回実施

9:00～15:30

(余暇活動内容)

土曜日・日曜日を利用した余暇活動を毎月2回実施します。

共同作品づくり・花見など近隣地域への外出・前期及び後期誕生会など。

6 児童デイサービス事業内容

(利用登録人数) 令和8年5月1日現在

放課後等デイサービス・児童発達支援(多機能型) 19名

(職員体制)

管理者 1名

児童発達支援管理責任者 1名

非常勤 児童支援員 9名

(利用時間)

月曜日～金曜日(学校開設日) 13:00～17:30

春・夏・秋・冬休み等学校休校日 9:00～15:30

土曜日・日曜日・祝日 9:00～15:30

(個別支援計画)

利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づき個別支援計画を作成します。

個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。

(防災計画)

毎月、15日前後に防災避難訓練を実施します。

ヘルメットや防災頭巾の着用と避難経路の確認、実施。

(学校開設日の日課)

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---------|---------------------|---|---|---|---|
| 13:00 | 学校への迎え | | | | |
| たんぼぼ到着後 | 宿題・プリント | | | | |
| 15:30 | おやつタイム | | | | |
| 15:40 | ダンスタイム | | | | |
| 16:00 | デイプログラム(運動・作業・工作など) | | | | |
| 16:45 | 自由時間・片付け | | | | |
| 17:20 | 帰りの会 | | | | |
| 17:30 | 自宅への送り | | | | |
| 18:30 | 記録・職員ミーティング | | | | |

(土曜日・日曜日・祝日・学校休校日の日課)

| | | | |
|-------|----------------|--------|---------------|
| | 土曜日・祝日・学校休校日 | | |
| 8:30 | 自宅への迎え | | |
| 9:40 | 朝の会 | | |
| 9:50 | ラジオ体操 | | |
| 10:00 | 外出の時 | 調理実習の時 | |
| | 外出支援 | 調理実習 | |
| 12:30 | 昼食 | 12:00 | 昼食 |
| 13:30 | DVD鑑賞(終日外出もあり) | 13:00 | DVD鑑賞・近隣公園外出等 |
| 14:00 | 絵日記 | | |
| 15:15 | 片付け | | |
| 15:20 | 帰りの会 | | |
| 15:30 | 自宅への送り | | |
| 16:30 | 記録・職員ミーティング | | |

*今後の実施予定外出支援

江ノ島水族館・オラッチェ・真鶴半島ハイキング・町内ビンゴ・
松田山ハーブガーデンのイルミネーション・ヤクルト工場・
地球生命の星博物館・伊勢原子供科学館見学・電車学習・外食学習など。

*その他行事予定

誕生会イベント(年2回)・町民体育館運動会(年1回)・施設内宿泊
学習(年1回)・作業所体験(夏休み等中高生対象)

(職員会議)

- ・毎月15日前後に1回実施。
- ・3月と9月に個別支援計画会議を実施。

7 居宅介護・同行援護・移動支援事業

(利用登録人数) 令和8年5月1日現在

居宅介護登録者 17名

同行援護 5名

移動支援 24名

(職員体制)

管理者(兼務) 1名

サービス提供責任者 1名

ヘルパー 16名

(利用時間)

月曜日 ～ 金曜日 9:00 ～ 17:00

*その他の日時等要望については、応相談。

(利用計画)

受給者証に記載された居宅介護・同行援護・移動支援・訪問介護の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、居宅介護計画・同行援護計画を作成します。

*上記事業を車両を利用して支援する場合は、福祉運送事業と合わせて行います。

*福祉有償運送事業

10キロまでの走行距離1キロにつき50円、10キロを超えた走行距離1キロにつき30円。

迎車料金300円。但し、湯河原町・真鶴町は100円。

8 虐待防止・身体拘束の適正化・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止について

- ・年1回、各事業所ごとに「虐待防止委員会・身体拘束の適正化委員会・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為の委員会」を開催して職員への周知を図っています。
- ・身体拘束の適正化については以下の場合に必要な最小限の範囲で実施し、実施後には身体拘束簿に日時、態様、実施後の様子などを記載しています。
 - ① 「個人所有の車椅子使用時に備え付けのベルトを使用すること」
 - ・生活介護事業所・児童デイサービス事業所に於いて転落防止の為に使用しています。
 - ② 「法人所有の車椅子使用時に事故防止のためベルトを使用すること」
 - ・就労継続事業所に於いて、てんかん発作で急に倒れる既往のある利用者に対して事前に同意書を頂いた上で、てんかん発作の兆候がある場合に送迎時、法人所有の車椅子を利用して安全のためにベルトを使用することがあります。
 - ③ 「転落防止のために必要がある場合にベッド柵を使用すること」
 - ・生活介護事業所に於いて必要がある場合に転落防止のため、ベッド上で取り外しが出来るベッド柵を使用する場合があります。
 - ④ 身体の緊張による自傷防止のため必要がある場合に於いて、同意書を頂いた上で更に都度、保護者と連絡を取合い、「ミトンの装着をすること」
 - ・生活介護事業所に於いて、身体の緊張がある利用者に対して自傷防止のためにミトンの装着が必要な際には、都度、保護者の了解を得た上で実施することがあります。